4　3のいかなる規定も、効果的な金融上の規制及び監督のために適当な限度を超えた態様で、一方の締約国に対して情報へのアクセスを付与し、又は他方の締約国の金融サービス提供者に対して自国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、若しくは設置するよう要求するものと解してはならない。

5　この条のいかなる規定も、個人情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第B節から前節まで及びこの款の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第八・六十四条　効果的なかつ透明性のある規制

1　両締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させる上で、金融サービス提供者の活動を規律する透明性のある一般に適用される措置が重要であることを認識する。各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2　締約国は、金融サービスの提供について許可を要求する場合には、金融サービス提供者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を公に利用可能なものとする。

3　締約国は、申請を審査するために申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知し、及び実行可能な範囲内で、当該申請者に対して当該申請を完全なものとするために必要な追加的な情報を合理的な期間内に提供するための機会（注）を与える。

注　当該機会は、締約国に対して申請の期限を延長することを要求するものではない。

4　締約国は、申請者による申請を拒否する場合において、当該申請者の要請があったときは、実行可能な範囲内で、当該申請者に対して当該申請を拒否した理由を通知する。

5　締約国は、一般に適用される規約であって、自国の領域内の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものが、速やかに公表され、又は利害関係を有する者が知ることのできるような方法により利用可能とされることを確保する。

第八・六十五条　信用秩序の維持のための適用除外

1　この協定のいかなる規定も、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。当該措置には、次の措置を含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置

2　1に規定する措置については、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第八・六十六条　郵便保険事業体による保険サービスの提供

1　この条の規定は、締約国が自国の郵便保険事業体に対して一般公衆に向けて直接の保険サービスの引受け及び提供を認める場合において適用する規律を定める。この条の規定の対象となるサービスには、締約国の郵便保険事業体による信書又は小包の取集、運送及び配達に関する保険サービスの提供を含まない。

2　締約国は、1に規定する保険サービスの提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体に有利な競争条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならない。当該措置には、次に定めることによるものを含む。

(a)　保険サービスを提供する民間のサービス提供者の免許について、締約国が同種の保険サービスを提供する郵便保険事業体に課する条件よりも重い条件を課すること。

(b)　保険サービスを販売するための流通経路について、締約国が同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者に適用する条件よりも有利な条件で郵便保険事業体が利用することができるようにすること。

3　締約国は、郵便保険事業体による1に規定する保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用する。

4　締約国は、3に定める義務を履行するに当たり、1に規定する保険サービスを提供する郵便保険事業体に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表を公表することを要求する。当該財務諸表は、同種の保険サービスを提供する株式が公開された民間企業について当該締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査の原則、国際的に受け入れられている会計及び監査の基準又はこれらと同等の規則に基づいて要求される詳細の程度及び監査基準を満たすものとする。

5　1から4までの規定は、次のいずれかの場合には、締約国の領域内の郵便保険事業体については、適用しない。

(a)　当該締約国が、直接又は間接に当該郵便保険事業体を所有し、又は支配していない場合。ただし、当該締約国が、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して、保険サービスの提供における競争条件を当該郵便保険事業体に有利に修正する便宜を維持していない場合に限る。

(b)　当該郵便保険事業体が引き受ける元受けの生命保険及び生命保険以外の保険の売上げが、それぞれ、当該締約国の市場で元受けの生命保険及び生命保険以外の保険から生じた年間の保険料収入の総額の十パーセントを超えない場合

第八・六十七条　金融サービスにおける規制に関する協力

両締約国は、附属書八―Aの規定に従って金融サービスにおける規制に関する協力を促進する。

第六款　国際海上運送サービス

第八・六十八条　適用範囲及び定義

1　この款は、前三節の規定に基づく国際海上運送サービスの提供に関する規制の枠組みの原則について定める。また、この款の規定は、国際海上運送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「コンテナー・ステーション及びコンテナー・デポのサービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め又はバン出しを行い、補修し、及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

(b)　「通関サービス」とは、他の者に代わって貨物の輸入、輸出又は通過運送に関する税関手続を遂行する活動をいう。この場合において、このサービスが、サービス提供者の主たる活動であるか、又は主たる活動を通常補完するものであるかについては、問わないものとする。

(c)　「戸口間一貫運送事業又は複合運送事業」とは、単一の運送書類による二以上の運送方法を使用する貨物の運送（国際海上運送の行程を含むものに限る。）をいう。

(d)　「貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって運送活動を組織し、及び監視する活動をいう。

(e)　「国際海上運送サービス」とは、一方の締約国の港と他方の締約国又は第三国の港との間の海上航行船舶による旅客又は貨物の運送をいう。また、「国際海上運送サービス」には、単一の運送書類による戸口間一貫運送事業又は複合運送事業を担うために他の運送サービスの提供者と直接契約することを含み、当該他の運送サービスを提供する権利を含まない。

(f)　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理人として代表する活動をいう。

(i)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。